

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年8月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同社から支給されていた給与額より低いので、標準報酬月額の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、10年10月の定時決定により19万円と記録されていたが、11年9月6日付けで当該記録が遡及して取り消され、10万4,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚についても、申立人と同日の平成11年9月6日に標準報酬月額を遡及して訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 6 日付けで行われた上記標準報酬月額を遡及訂正処理は事実には即したものと考へ難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 19 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 1 日までの期間については、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を所持していないが、申立人と同様に 11 年 9 月 6 日付けで減額訂正が行われた従業員が所持する当該期間の給与支払明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、減額訂正が行われる前の標準報酬月額と同額であり、減額訂正が行われた同年 9 月以降も減額訂正前と同額の保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は 10 万 4,000 円と記録されているが、申立人が所持する預金通帳には、平成 11 年 10 月分及び同年 11 月分の給与の振込額が記載されており、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における遡及訂正処理前の平成 11 年 9 月のオンライン記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、上記 1 のよ

うな遡及訂正処理の形跡は確認できず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料（給与支払明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成9年10月1日から10年10月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和40年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年4月1日まで
A社に入社し、同社の関連会社であるB社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にA社からB社に異動した複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和40年1月21日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿の昭和40年4月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿では、B社は、申立期間において適用事業所としての記録は無い。しかし、同社は商業登記簿謄本により昭和40年1月21日に会社として成立しており、雇用保険の記録により同日において少なくとも5人の従業員が勤務していたことが確認できることから、同日において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主が申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を平成5年5月4日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月16日から同年5月4日まで
C事業所（現在は、D事業所）の事務職員が産休に入るため、臨時採用の事務職員として平成4年12月25日から5年5月3日まで勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る人事異動通知書（2枚）、B事業所から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、平成5年4月16日に任用が更新された上で、申立期間にC事業所で事務職員として臨時的に勤務していたと認められる。

また、B事業所から提出された申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する資料（臨時的任用職員（常勤）の社会保険加入手続）には、臨時的任用期間が暦日で数えて2か月を1日でも超える場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を同時に適用させる取扱いであることから、同事業所は、申立人は申立期間において厚生年金保険の加入資格があったとしている上、当該取扱いのとおり、申立期間当時の同僚6人に係る健康保険及び厚生年金保険のオンライン記録と雇用保険の被保険者記録は一致している。

さらに、申立人は、E事業所（現在は、F事業所）に事務職員として臨時的に勤務していた平成5年11月6日から6年12月31日までの期間に

係る申立人の所持する人事異動通知書（3枚）により、当該期間において任用の更新が2度（1日のみの更新を含む。）行われていることが分かり、オンライン記録により、申立人の当該期間に係るA事業所の厚生年金保険被保険者記録は継続していることが確認できることから、任用の更新後においても厚生年金保険料は給与から控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る平成5年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

昭和34年3月にC社に入社し、同社の関連会社であるA社を37年5月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C社又はA社において勤務していた同僚31人に照会し13人から回答が得られ、そのうち申立人を記憶している複数の同僚の供述により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、申立期間にA社で申立人と同一の勤務形態及び業務に就いていたとしている同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書によると、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和35年6月3日に会社として成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員

は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書により、厚生年金保険料については翌月控除であったものと推認でき、C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA社における資格取得時（同年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の同年 6 月の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
昭和34年にC社に入社してから、同社の関連会社であるA社を平成19年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B社からの回答及び申立人を記憶している複数の同僚の供述から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間にA社で申立人と同一の勤務形態及び業務に就いていたとしている同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書によると、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和35年6月3日に会社として成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員

は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書により、厚生年金保険料については翌月控除であったものと推認でき、C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA社における資格取得時（同年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の同年 6 月の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年8月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月31日から同年8月1日まで
A社に平成12年7月31日まで勤務したにもかかわらず、同年7月の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持するA社の退職証明書から判断すると、申立人は、同社に平成12年7月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年6月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで
年金の記録によると、A社C支店から同社B支店に異動となった昭和38年3月に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び同社の回答並びに複数の同僚の供述から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

しかしながら、A社は、同社B支店は昭和38年3月16日に組織変更により新設されたとしている上、同社は法人であり、オンライン記録によると、同社B支店の厚生年金保険の新規適用時には250人を超える従業員がいたことが確認でき、申立期間において同社B支店は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店に

おける健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 38 年 4 月の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A 社 B 支店に係る適用事業所の届出が遅れたために、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日についても昭和 38 年 4 月 1 日となったと思われる旨の回答をしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年5月にC事業所（現在は、D社）に入社し、同社及び同社の関連会社であるA社B工場において継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立期間前後にC事業所及びA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚から提出された昭和46年7月から同年9月までの3か月分の給与明細書から判断すると、申立期間において、A社B工場から給与が支払われ、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和46年9月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社B工場は昭和46年9月1日に厚生年

金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社は、商業登記簿謄本により、申立期間当時法人であることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、同社において同年8月1日に雇用保険の被保険者資格を取得している者が5人以上いることが確認できることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年7月にC事業所（現在は、D社）に入社し、同社及び同社の関連会社であるA社B工場において継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立期間前後にC事業所及びA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚から提出された昭和46年7月から同年9月までの3か月分の給与明細書から判断すると、申立期間において、A社B工場から給与が支払われ、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和46年9月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社B工場は昭和46年9月1日に厚生年

金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社は、商業登記簿謄本により、申立期間当時法人であることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、同社において同年8月1日に雇用保険の被保険者資格を取得している者が5人以上いることが確認できることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万5,000円、申立期間②は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万5,000円、申立期間②は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万円、申立期間②は3万円、申立期間③及び④は2万5,000円、申立期間⑤は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は2万円、申立期間②は3万円、申立期間③及び④は2万5,000円、申立期間⑤は2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 8378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
私の年金記録を確認したところ、A社B事業所における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっているが、私は、昭和 41 年*月には第1子の出産を控えており、脱退手当金を受け取った記憶が無く、受け取りの印鑑などは押していない。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁（当時）の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所（当時）で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は、変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金が昭和 41 年 4 月 13 日に支給決定されたことになっていることを踏まえると、当該脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 40 年 5 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年6月から同年9月までは19万円、同年10月から5年9月までは15万円、同年10月から6年1月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年2月4日まで
A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、遡って減額処理されている。第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年6月から同年9月までは19万円、同年10月から5年3月までは15万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、遡って4年10月の定時決定が取り消され、同年10月から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成5年4月30日以降にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した17人のうち16人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が同日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月4日）と同日付けで、申立人の標準報酬月額について、4年10月及び5年10月の定時決定が取り消され、遡って4年6月から6年1月までの期間が8万円に減額訂正されており、上記17人のうち11人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が同年2月4日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社の総務担当役員は、時期は覚えていないが、厚生年金保険料の滞納があったと回答している上、同社の社会保険料の口座振替指定金

融機関の預金口座元帳により、申立期間において社会保険料が引き落とされた形跡は見当たらないことから、申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年4月30日付け及び6年2月4日付けで標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、4年6月から同年9月までは19万円、同年10月から5年9月までは15万円、同年10月から6年1月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 5 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで

私は、国（厚生労働省）から送られてきた厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については、給料支払明細書の厚生年金保険料額よりも国の記録の保険料額が低いことが分かった。

給料支払明細書を提出するので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 7 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 22 年 11 月 1 日までの期間、23 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人は、当該期間の給料支払明細書

を所持しており、当該明細書から、申立人に対しては標準報酬月額 28 万円に相当する報酬が支給され、標準報酬月額 28 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 18 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、20 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、21 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、22 年 11 月 1 日から 23 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料控除額については確認できないが、申立人の預金取引明細表により、当該期間の振込額が確認でき、当該期間前後の振込額と一致していることを考えると、当該期間についても、標準報酬月額 28 万円に相当する報酬が支給され、標準報酬月額 28 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写し及びA社の社会保険事務を受託しているB事務所から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しから、標準報酬月額を 26 万円として社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に届け出たことが確認できる上、事業主は、26 万円相当の保険料を納付していたとしていることから、事業主が標準報酬月額を 26 万円として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの期間及び51年7月から63年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から50年3月まで
② 昭和51年7月から63年3月まで

母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたとしているが、その母は既に他界しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について証言が得られないことから、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から 63 年 8 月 1 日まで
昭和 62 年 8 月に A 社（現在は、B 社）に入社したが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 20 万円とされており、同社から支給されていた給与額より低い。当該期間に係る標準報酬月額は 30 万円が相当だと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立期間に係る賃金台帳等の関連資料は無く、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について不明としている上、申立人の同僚からも当該期間に係る給与明細書等の資料を得ることができないことから、申立人の当該期間に係る給与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は昭和 63 年 8 月 1 日付けの随時改定により、20 万円から 32 万円に改定されており、申立人と同時期に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚も、申立人と同様に、同年 8 月 1 日付けの随時改定により、資格取得時の標準報酬月額に比べて 10 万円以上増額となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 4 年 4 月 15 日まで
平成元年 10 月に A 社の代表取締役就任したが、同年 12 月 1 日付けで厚生年金保険の標準報酬月額が 47 万円から 41 万円に下がったことに納付できない。申立期間について、給与は毎月 60 万円支給されていたので、標準報酬月額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿謄本によると、申立期間において申立人が代表取締役であった A 社は既に解散しており、申立人は、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料は処分したとしていることから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A 社の複数の元社員に照会したが、申立内容について具体的な供述を得ることができない上、申立人等が同社に関与していたとして名前を挙げた税理士は、同社に係る関連資料は保管しておらず、申立内容について不明としている。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から平成 4 年 9 月まで
申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことはうかがえるが、適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 2 年 10 月 17 日であることが確認でき、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上記複数の同僚は、同社が適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録では、申立人はA社が厚生年金保険適用事業所となる前の平成 2 年 5 月 25 日に同社を離職している。

さらに、A社は、閉鎖事項全部証明書により、平成 15 年 5 月 31 日に解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主へ照会を行ったが、回答は得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない上、上記複数の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 28 日から同年 9 月 1 日まで
勤務していたA社が移転することになり、移転先に通勤することが困難であったため、同社を退社することになった。同社に勤務しながら就業時間中に転職活動をし、昭和 51 年 9 月 1 日から別の事業所で勤務することが決まったので、同年 8 月 31 日付けでA社を退社した。同社における同年 8 月分の給与は、同年 7 月分の給与と同額だった記憶があるので、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 9 月 1 日から別の事業所で勤務することになったので、同年 8 月 31 日付けでA社を退社したと主張している。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本により、A社は既に解散していることが確認できる上、同社の事業主（故人）及び取締役 3 人（いずれも連絡先不明）に照会することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況は不明である。

また、A社における同僚 11 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立期間において申立人が同社に勤務していたとの供述は得られなかった。

さらに、雇用保険の記録により、申立人はA社を昭和 51 年 8 月 27 日付けで退社していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8371

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が遡って引き下げられているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、30 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 10 年 9 月 1 日より後の同年 9 月 14 日付けで、同年 3 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に減額されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間及び標準報酬月額の遡及訂正処理日（平成 10 年 9 月 14 日）において、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）から提案された標準報酬月額
の遡及訂正処理について、保険料の滞納を解消するために同意し、当該処理に係る届出書に代表印を押したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないことから、申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8372

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が遡って引き下げられているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、36 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 10 年 9 月 1 日より後の同年 9 月 14 日付けで、同年 3 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に減額されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間及び標準報酬月額の遡及訂正処理日（平成 10 年 9 月 14 日）において、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）から提案された標準報酬月額
の遡及訂正処理について、保険料の滞納を解消するために同意し、当該処理に係る届出書を作成したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、標準報酬月額の減額訂正処理について職務上関与しており、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8380（長野厚生年金事案 811 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 63 年 2 月まで

前回、標準報酬月額について記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、今回新たに申立期間の一部について、A社及びB社から給与振込みのあった預金通帳が見付かったので再度申し立てをする。第三者委員会で調査の上、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は昭和 55 年 1 月 16 日から 63 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正してほしいとして申し立てていたものの、i) B社及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡は無いこと、ii) 元同僚から提出された給与明細書（申立期間のうち、昭和 55 年 12 月から 60 年 12 月までの期間のもの）により、当該給与明細書に記載された給与額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していること、iii) 申立人は、「A社に勤務していた頃、勤務形態や給与額に変化は無かったものの、標準報酬月額が、昭和 56 年 7 月 1 日付けで 19 万円から 15 万円に、また、60 年 10 月 1 日付けで 22 万円から 18 万円に、それぞれ引き下げられている。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失及び再取得している複数の同僚の標準報酬月額も下がっていることが確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額の引下げが、申立人の記録に限った不自然な状況であることはうかがえないことなどを理由として、既に年金記録確認長野地方第三者委員会（当時）の決定に基

づき、平成 22 年 10 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回提出した預金通帳とは別の期間の通帳が見付かったので、再度、申立期間を昭和 55 年 2 月から 63 年 2 月までの期間として調査審議をしてほしいと申し立てているところ、当該預金通帳により、62 年 5 月 30 日、同年 6 月 30 日、同年 8 月 31 日、同年 9 月 30 日及び同年 10 月 31 日には申立人の標準報酬月額（19 万円、22 万円）を大幅に上回る 30 万円前後の給与が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、このことについて、申立期間当時の代表取締役は、「報酬に含めない旅費交通費を支給していた。」と回答しているほか、申立期間当時の役員の一人名は、「地方から単身赴任をしていた社員には、実家に帰省するときの旅費（月に 2 回から 3 回くらい）とそれに伴う日当（1 日約 2,000 円くらい）を出張旅費として支払っていた。出張旅費は報酬には含まれないため、社会保険事務所（当時）において決定された標準報酬月額より会社から振り込まれた給与額の方が 6 万円くらいは多かったはずである。」と供述している。

なお、当該供述に基づき当該預金通帳を精査したところ、昭和 62 年 7 月 31 日に「給与 18 万 4,409 円、振込 A 社（カナ）10 万 8,102 円」が振り込まれていることが確認でき、「給与」と「振込」とを明確に区別して振り込んでいることから判断すると、当該供述のとおり本来の給与には該当しない 10 万円相当の旅費交通費等が振り込まれたことがうかがえるとともに、30 万円前後の給与のみの振込みが確認できることについて、前述の役員は、「担当者が、給与と一緒に出張旅費を給与として振り込んだ可能性はある。」と供述している。

また、B 社において厚生年金保険被保険者記録を有する同僚は、「申立人とは別の部署であったため、付き合いは無かったが、同じ部署の同僚は C 県から単身赴任をしており、帰省旅費及び日当が支払われていた。」と供述している上、別の同僚は、「申立人のことは覚えている。申立人は A 社の待遇のまま B 社の本社で勤務していたと思う。A 社の基本給は低く、報酬に含まない旅費交通費等を支給し、B 社本社の給与の水準に合わせていたと思う。A 社出身の複数の人は A 社の給与等の待遇が悪いと言っていた。しかし、会社としては、当該旅費交通費等を除く、通常の給与として支払われた報酬に見合う厚生年金保険料を控除していたはずであるので、申立人には気の毒ではあるが、申立人の現在の記録以上の保険料は納付していないはずである。」と供述している。

さらに、別の同僚から提出された A 社に係る給与支給明細書（昭和 61 年 10 月度）により、当該同僚は標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、今回新たに B 社において厚生年金保

険被保険者記録を有する同僚 35 人に照会し、20 人から回答があったが、申立人の主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

加えて、D市は申立期間に係る所得証明書は保存年限を経過し廃棄しているため提出できないと回答しているほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、年金記録確認長野地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8382

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 29 日から 54 年 12 月まで

A社（現在は、B社）C工場に入社した当時、月収 25 万円くらいで募集しており、その後に昇格もしているので、月収が 20 万円を下回ったことは無いと思う。退職後の雇用保険に係る給付金の振込金額を見ても、明らかだと思う。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、i) 資料「賃金ベースと賃上額の推移」により、当時の年齢 30 歳モデルの賃金推移を調べたところ、申立人のオンライン記録とおおむね一致していること、ii) 保管していた昭和 48 年 3 月 29 日に資格取得した際の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」においても、標準報酬月額はオンライン記録どおり 7 万 6,000 円と決定されていることが確認できることなどから、申立人の申立てどおりの標準報酬月額に係る届出及び保険料の控除は行っていないと推測されると回答している。

また、D企業年金基金が保管していた申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届、加入員給与月額変更届及び算定基礎届における標準報酬月額は申立期間全てのオンライン記録と一致している上、当該複数の届により昭和 48 年 5 月から 54 年 7 月までのうちの 21 月分の報酬月額が確認できるが、申立人の主張する 20 万円を上回っている月は無い。

さらに、同僚が保管していた昭和 47 年度から 54 年度の複数の給与明細書及び厚生年金保険標準報酬改定確認通知書により、事業主が通知した標準報酬月額は当該同僚のオンライン記録と一致していることが確認できる

上、給与から控除した厚生年金保険料額は当時の保険料率に照らし、おおむね妥当である。

加えて、当時の同僚 22 人に照会を行い 8 人から回答を得たが、上記のほかに厚生年金保険料の控除に関する供述は得られない。

また、申立人の申立事業所における雇用保険の取得時賃金月額は、5万5,000円と記録されており、オンライン記録の7万6,000円を下回っている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致しており、遡って記録が取り消されたり、訂正等が行われたりした形跡は無い。

なお、申立人が提出した預金口座通帳には、「コヨウホケン」として複数の入金を確認できるものの、その給付内容については記載が無く、E労働局も申立人の給付内容については保存していないと回答している上、当時申立人に代わり雇用保険に関する手続を行った可能性がある申立人の姉は、資料も記憶も無く詳しいことは分からないと供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8383

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月13日から同年10月10日まで
A社からB社に移籍したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。空白期間は無く勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から、同社の関連会社であるB社に移籍したと主張している。

しかしながら、B社及びA社の元代表取締役（代表清算人）は共に、両社間で工場の売買が行われたことに伴い昭和56年5月1日付けで申立人を含む複数の従業員が一斉に移籍したものの、両社は関連会社ではなく、同日以降の人事異動は無いので、申立期間については移籍であったとは考え難い旨回答している。

また、B社は、申立人が昭和56年10月10日に資格を再び取得した際の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を提出し、申立人の申立期間における勤務実態は無く、申立てどおりの届出も行っていないと回答している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、同僚12人に照会を行い4人から回答を得たが、申立人の申立期間の勤務実態を記憶している者はいない。

加えて、A社及びB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、日付が遡って訂正されるなど不自然な点は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。